

## 黄檗清規の研究

大石守雄

### 目次

- 一 序
- 二 黄檗清規の研究
- 三 結び

### 一

江戸時代の鎖國の世にあつては、長崎を通じてのみ外國文化との接觸が出来たのである。佛教界にあつても長崎佛教の清新な刺激を受け、またその影響するところが多かつた。

その頃明末の亂世を避けて長崎に居住した華僑は中國僧を招いて寺を建てようとして、先づ元和六年(一六二〇)明僧眞圓が興福寺(一名南京寺)の開祖となつて建立され、正保元年(一六四四)には長崎漢畫の祖として知られる僧逸然が來朝し、興福寺三世となり、渡邊秀石・僧若芝等は逸然に師事した漢畫の門人であつた。慶安四年(一六五二)には道者超元が來朝した。道者の來朝は吾が國佛教界に大いなる影響を與え、近世佛教史上注目すべき事象である。然しこの道者は隱元の徒と合わず、萬治元年(一六五八)中國へ歸つたので、日本滞在は僅か七、八年に過ぎないが、臨

濟、曹洞の禪僧が先きを競うて書を贈り、或は遠路をいとわず長崎に來て教を受けたものである。臨濟の盤珪永琢、鵬洲碩博、賢巖禪悅、無門原眞があり、曹洞には獨菴玄光、鐵心道印、悅巖不禪、月舟道胡等があり、またのち黃檗に轉向した慧極道明、潮音道海などがある。

さてこの道者超元は破菴派下の費隱通容の嗣雪峰巨信の門下であり、隱元は法伯にあたる。日本來朝が家光歿年時の慶安四年である。道者は長崎崇福寺三世として入寺し、道俗のため化を振つた。平戸の藩主松浦鎮信の如きは有力な支持者であつた。ところで逸然の招請によつて承應三年（一六五四）隱元が來朝した。隱元は大眉、獨知、獨湛、獨言、良演、獨吼等を始め二十人の明僧を従え長崎に上陸し、興福寺に入寺したが、翌明曆元年には道者のいた崇福寺に至り、そしてこの年興福・崇福兩寺に安居した。弟子の卽非に書を送つて東渡を促し、明曆三年（一六五七）二月卽非は來朝した。

また隱元の來朝は當時吾が國の文化の糧は、明國の風潮になじんでいた爲め、隱元の純粹な中國趣味と文藝とは一朝にして人士の衆目を曳くに至り、教界内外の人々にも崇敬の的となつたのである。臨濟に於ては、龍安寺の龍溪性潛は隱元に私淑していたが、たまたま長崎に滞在していた妙心寺の竺印から、隱元開法の地の相談を受け禿翁、萬拙等と計つて妙心寺に迎えようとした。しかし愚堂等の反對にあつて實現しなかつた。だが龍溪の紹介によつて隱元が後水尾上皇の歸依を受けるに至つたのであつた。隱元は先ず堺、富田、奈良、大阪、京都の五ヶ所に開法を許可されていたが、萬治元年（一六五八）江戸に行き家綱に謁し、翌年宇治に土地を受け、寛文元年（一六六一）黃檗山萬福寺を開創した。同三年祝國開堂の式典を擧げ、隱元の盛名海内に振うに至つた。晩年木菴に席をゆずつて松隱堂に隱退し、延寶元年（一六七三）八十二歳を以て示寂した。門下得法の僧二十三人中日本僧は龍溪、獨本、獨照の三人のみである。一方曹洞に於ても雪山愚白、德巖惟懋、德翁良光、無得良悟等が隱元の門に參じた人々である。特に洞門に強

い刺激を與えたことは、長崎興福寺澄一の招きによつて心越興儔が延寶五年（一六七七）長崎に來たことである。心越は道者と同じく隱元一派に入れられず、上京して宇治興聖寺に至り道聲あがり、再び長崎に歸つたが、後水戸光圀の招きで壽昌山祇園寺の開祖となつた。

又木菴性瑠は明曆元年（一六五五）來朝し、時に四十五歳なり、寛文元年（一六六一）黄檗山萬福寺に至り、隱元の法化を助け、同四年九月隱元退隱と共に二代目の法席を繼ぎ、翌年三壇戒場を開き四衆を化す。七月江戸に出て、家綱の歸仰を受け、殿堂の修造漸く進み、黄檗の宗風是れより興るに至つた。青木瑞山居士其の道風を慕い江戸白金に瑞聖寺を建てて師を拜請す。即ち開山となり此處を根據として宗風漸く關東に振つた。延寶三年（一六七五）瑞聖寺を鐵牛機に譲り、同八年（一六八〇）黄檗山の法席を慧林に譲りて退栖した。貞享元年（一六八四）正月、七十四歳で示寂した。法嗣五十餘人、鐵牛、慧極、潮音を以て門下の三傑と稱した。木菴以後五代目高泉性激に至り、盛譽諸宗の間に満ち、號して黄檗の中興と稱された。

一一

黄檗清規卷一は木菴性瑠が校閲として、高泉性激が編修したのである。編纂年時は高泉の「佛國開山大圓廣慧國師紀年録」によると延寶元年（一六七三）となつてゐる。ところが隱元は延寶元年四月寂してゐる。この黄檗清規に序並びに跋を示寂の前年に書いてゐる。

黄檗清規序。古無叢林。學道之士。唯巢居穴處。至百丈大智禪師。始規矩爲天下師表。而法門以之大備。自時厥後。凡有招提之處。莫不遵依。老僧自甲午歲於古黄檗。受請東來。首駐錫於東明聖壽。次遷普門。皆遵其法以牧衆。但不盡行焉。辛丑蒙上賜地。重開黄檗。迨今十有餘禩。

次第輪奐。佛有殿而僧堂。凡叢林之所當立者。無不國備。老僧雖老朽無似。恭爲二代開山。不得重立規制。以曉後昆。蓋隨時隨地。其立法有所不同。卽隨方毘尼意也。如普應國師幻住清規。亦一家之訓。非與天下叢之。凡我後昆。宜遵我法。庶叢林不昆。而祖道可振。祝國祐民。盡在是爾。豈事邪。其或有過量衲僧。任性逍遙。不存軌則。視此編爲贅疣。則法門幸矣。尙何言哉。不然慎勿以吾之不可。學下惠之可。龍飛王子山城黃檗山萬福禪寺開山老人隱元瑤書于松隱丈室。

續いて最後の跋文には、

古禮不無太繁。今禮未免太簡。繁則勞費而難周。簡則疎略而弗謹。茲所述者。亦不敢戾古拂今。到立新法。唯稽校折衷而已。庶厥後派下兒孫。便於遵守。而杜其繁簡之議。其中猶有二一。未及行事。不能預定。姑闕諸。以俟後之有名有位者續焉。慎勿妄自改易。妄加瑣碎。失老僧之本意也。謹識。

とある如く、文中に「皆遵其法以牧衆。」とは百丈の占清規以來傳承された諸清規を云うのである。然し「蓋隨時隨地、其立法有所不同。」とは、その時代により、又その地方によつて一山一門の特種な清規が存在するものであつて、所謂黃檗獨特の清規を強調しているのである。又「亦不敢戾古拂今別立新法」、唯稽校折衷而已。」と云つている。如何なる程度迄博約折衷されて、黃檗清規の特色があるか。更に清規を通して見た黃檗禪の性格は如何なるものか論攷して見たい。

黃檗清規の刊行後、曹洞の清規には相當影響がある様に云われているが、濟門に於ては無著道忠の勅修百丈清規左龕・小叢林略清規、其の他には何等影響は認められない。此處に黃檗清規と勅修百丈清規とを比較しつつ稿を進めて行きたい。(以後黃檗清規を黃檗規、勅修百丈清規を勅修規と略稱することにする。)

黃檗規は勅修規の分類に擬しており、大別すると十章となる。祝釐章第一、報本章第二、尊祖章第三、住持章第

四、梵行章第五、誦誦章第六、節序章第七、禮法章第八、普請章第九、遷化章第十。更に附録として佛事梵唄讚、老人預囑語、塔院規約、古徳語輯要、法具圖がある。

祝釐章第一は勅修規の祝釐。報恩兩章を含めたものであるが、元旦のみ掲げている。最後の割註に、「如非二期内不用參堂巡寮、普應國師云、切惟皇恩如三天之覆、林泉懦弱之士仰承帝澤而獲終身之安、其贊祝之誠豈可擇日而爲之、蓋二六時中俯仰旋皆是謝恩祈禱之時也、觀此而祝釐之舉豈非禪林之第一典章哉。」と批判している。つまり勅修規にある國忌とか、祈禱は重要視されなくなり、國家佛教的な色彩や祈禱佛教と云われる色彩は薄くなつて來たのである。こうした處に黃檗規の特色があり、黃檗禪の性格につながつていられるのかもしれない。

報恩章第二は佛降誕、佛成道、佛涅槃、觀音降誕、彌勒降誕等がある。中國宋代頃より民間信仰として盛んであつた、彌勒信仰、觀音信仰が明代には最早、佛寺の行事として取入れられていることは注目すべきである。又先述の俗世間との繋りとなつていた祈禱が無くなつて來た理由として、右の様な信仰の結び付きがあつたと考えられないことはない。更に佛成道の項に、「大鑑清規云佛誕生佛成道此日設浴」とある。日本で作られた清規が參酌されている處より、博約折衷の一つの證據と見られる。

つまり、大鑑小清規の旨外居士なる者の序文に

(上略) 余會聞諸毘耶。大雄清規。蚤泯於中土。黃檗元公。始覩焉傳彼。彼地禪規。蓮池尙疎。全仗中峰。此出于元公間話。槩下老僧。語毘耶如此。蓋毘耶主之求清拙清規。多在于茲。竟獲三四本。校讎弗遺。洎于付梓師餘。因叙其首。元祿十年丁丑(一六九七)旨外居士太敬路序于毘耶離室中。

とある。當時清拙正澄の清規が求められていたこと、それは清拙も隠元同様來朝僧であり、清拙は清規の中に中國そのままの清規でなく日本の古例慣習を受け入れている點が、隠元の大いに參考とする點があつたのではないかと思

う。<sup>(4)</sup>

尊祖章第三は違磨忌、百丈忌、臨濟忌、徑山老和尚忌、掃開山塔、開山愍忌等勅修規に比較して祖師忌を明示している。住持章第四は住持日用、住持進退のみである。

梵行章第五は勅修規の大衆章の一部に化すべきものであるが、戒律順守を強調している。その初めの文をあげるに、

梵行者沙門釋子所當行之本行也。梵者淨也、爲僧不可不行淨行（中略）學道人先須堅持禁戒、如沙彌十戒比丘二百五十戒菩薩十重四十八輕戒識相堅持毋得違犯（中略）違犯者焚衣單從偏門擯出。」

と戒律の堅持を主張している。つづいて中國禪僧で、隱元の法叔である漢月法藏の弘戒法儀より弘戒儀式を作り、詳細に擧げて戒律の強調を説いている。

又禮法確第八にも堂規、浴室規、入浴規式、沙彌祝髮、叢林師訓條規十條、有行堂、立僧秉拂等をあげ、規矩戒律を嚴肅に守るべきことを説き擯罰を以て對處することを強調している。叢林師訓條規十條は隱元の法祖父に當る、密雲圓悟の作つたものである。その最後の項をあげるに、

叢林法。衆多寡必以僧規戒律禁爲先。不比婆羅門聚會無所避忌。在上條目有犯者量輕重罰責。如極重從偏門擯出無容再入特曉。

とある如く、先づ叢林に於ては規矩戒律を嚴守するを以て第一とすると云つてゐる。以上の禁戒護持の強調は黃檗規の特色であり、黃檗禪が一名持戒禪だと云われる所以が此處にあると思ふ。

誦誦章第六には

○晚堂誦彌陀經、蒙山施食文、心經、往生呪、次唱普回向眞言……

○毎月遇二十四三十羯磨夜誦彌陀經。已跪念八十八佛懺悔文……

○小菴晚間誦彌陀經……

○靈前誦誦 誦靈前學三寶讚彌陀經。或大悲呪心經往生呪。變食眞言結讚回向

遷化章第十にも

○亡僧（上略）維那學。念佛緣起。鳴鼓鉦。衆隨聲。稱念送至涅槃臺誦彌陀經往生呪。（下略）

とある如く、淨土教經典が讀誦されていることは他の清規に見られないところであり、宋代以降禪淨思想の流行と共に明代に至つては明確に打ち出され、黃檗禪が念佛禪の性格を持つていることを窺い知ることが出来る。

節序章第七に於ては月分次第に次いで佛事疏語が片假名を以て唐音を附してある處より經文はすべて唐音を以て讀誦するのである。

更に附録にある老人預囑語は隱元が書いたもので、その最初に

老僧自甲午秋（承應三年八月）。應請東渡。三主法席。新開黃檗。迄今十八星霜（寛文十二年）。禪林規制、頗成大觀。……

とある。隱元寂前年のもので、續いて「爰立規約數條。永爲本山龜鑑。衆宜知悉。」として十條遺言の如きものを残している。

更に、開山塔院規約の最後は、

右塔院規約一十六條、係癸丑七月望日（延寶元年一六七三）木菴瑠等暨諸法孫議定同立已。勒版帳不得違犯。とある如く、隱元は延寶元年四月示寂したので、その七月に木菴性瑠等議定して、規約が出来ているのである。

以上黄檗清規の概要を比較して考えられることは、黄檗清規の特色としては持戒の強調と念佛禪が主調されて、その色彩が濃厚となつたものがあるように思う。それと共に祈禱とか國忌の無くなつたことは特記すべきことで、國家佛教的な色彩や、祈禱佛教の影を見ることが出来なくなつたのである。然し持戒を強調することは反面明代の佛教復興の一端とも考えられる。江戸期禪宗教團には得度の時に、五戒、十戒、三聚淨戒、十重禁戒迄受けることになつてゐるところより、黄檗清規程に厳しくはなかつたのではないかと思う。又唐音そのままに經文が讀誦されたことは黄檗清規の特色とも云えるだろう。黄檗清規の制定こそ黄檗宗の日本に於ける基礎が確立したことである。更に、黄檗禪は江戸期の禪宗に大きな刺激を與え、曹洞に於ては卍山。月舟の宗統復興運動。臨濟には、盤珪の不生禪、雲居の念佛禪、白隠の公案禪の確立等は、その所産と見られる。

- 註(1) 印度學佛教學研究五ノ一博林皓堂氏「月舟の雲堂常規と黄檗清規一  
 (2) 禪學研究四五号(昭和二九年一月刊)拙稿「大鑑清規の研究」  
 (3) 小叢林略清規卷下「得度儀軌」による。